

# 熊本県公報

第12821号  
令和元年(2019年)  
5月10日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… ( " ) 2
- 道路の区域変更…………… ( " ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… ( " ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… ( " ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出…………… ( " ) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 4
- 令和元年度(2019年度)熊本県製菓衛生師試験…………… (健康危機管理課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 「平成31年度くまもと県税システム運用管理業務委託」に係る随意契約…………… (税務課) 10
- 土地改良区が定める管理規程の認可…………… (農村計画課) 10

### 登 載 依 頼

- 熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部、熊本県水防協議会及び熊本県国民保護協議会合同会議の開催…………… (防災会議) 10
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 11

## 告 示

### 熊本県告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
GEMSCOICE 宇城市松橋町竹崎190 9-10	株式会社 ビューティフル 宇城市小川町河江630-1 巻 誠一郎	就労継続支援A型	平成31年(2019年) 4月22日

### 熊本県告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年(2019年)5月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町本字瀧井手 3367番2地先から 天草市本町本字萬所 3864番1地先まで	60.0	単橋改

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)5月10日

熊本県告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)5月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町本字瀧井手 3367番2地先から 天草市本町本字萬所 3864番1地先まで	前	3.4 ~ 28.7	60.0	道路区域からの除外
			後	3.4 ~ 14.6		

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)5月10日

熊本県告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)5月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字小谷字迎田 253番2地先から 上益城郡益城町大字上陳字新道 1273番1地先まで	前	7.3 ~ 68.0	1685.0	迂回路の道路区域からの除外(町へ返還)
			後			

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)5月10日

熊本県告示第13号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類

キッズみらい 合志市御代志1 661-173	一般社団法人ウィズ みらい 熊本市中央区坪井二 丁目1番29号 吉本 聡子	平成31年 (2019年) 4月30日	435290 0312	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス
------------------------------	---	---------------------------	----------------	--------------------------------------

**熊本県告示第14号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年（2019年）5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ココ薬局 人吉市南泉田町75-5	令和元年（2019年）5月 1日
ミュキ薬局 インター店 人吉市鬼木町745-4	令和元年（2019年）5月 1日
荒尾介護システム訪問看護ステーション 荒尾市大平町三丁目4番地	令和元年（2019年）5月 1日

**熊本県告示第15号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年（2019年）5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
瀬戸薬局 山浦店 荒尾市増永字山浦2557-1	令和元年（2019年）5月 1日
御船中央薬局 上益城郡御船町御船1071-2	令和元年（2019年）5月 1日
株式会社 AQUA あまくさ薬局 天草市本渡町広瀬字大矢崎5-123	令和元年（2019年）5月 1日
セントケア訪問看護ステーション八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	令和元年（2019年）5月 1日

**熊本県告示第16号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年（2019年）5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
八代北部地域医療センター	医療機関の名称	八代郡医師会立病院	八代北部地域医療センター	平成29年（2017年）4月 1日
独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター	医療機関の名称	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院	独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター	平成31年（2019年）4月 1日

**公 告**

**熊本県公告第13号**

大規模小売店舗立地法（平成12年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和元年（2019年）5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン玉名  
玉名市亀甲字長畑134番ほか2筆
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号	同 左
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー 代表取締役 鍵本 優 広島市西区商工センター二丁目3番1号	同 左
株式会社クボ 代表取締役 久保 光史 福岡市東区美和台三丁目13番8号	同 左
株式会社テンズコーポレーション 代表取締役 高木 優也 荒尾市荒尾4186番地29	同 左
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号	同 左
ZAKANAKA株式会社 代表取締役 桑島 光雄 福岡市東区多の津二丁目6番3号	同 左
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	同 左
株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇 範次 大分県別府市山の手町15番15号	同 左
株式会社アース 代表取締役 安原 勇 玉名市玉名3584	退 店
株式会社靴の尚美堂 代表取締役 有馬 秀雄 鹿児島市東千石町19番8号	同 左
太陽商事株式会社 代表取締役 増田 拓士 長崎県佐世保市御本町8番3号	同 左
株式会社クレイン 代表取締役 新垣 純 東京都港区南青山五丁目6番26号	同 左
出 店	株式会社アシスト 代表取締役 古開 拓生 福岡県久留米市日吉町13番44

- 3 届出年月日  
平成31年(2019年)4月9日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和元年(2019年)5月10日から令和元年(2019年)9月10日まで

**熊本県公告第14号**

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により令和元年(2019年)度(2019年度)熊本県製菓衛生師試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)第2条の規定により公告する。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時及び場所
- (1) 日時 令和元年(2019年)7月17日(水)午後1時30分から午後3時30分まで(2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで)
- (2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館地下1階地下大会議室
- 2 試験科目
- 試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。
- (1) 衛生法規  
(2) 公衆衛生学  
(3) 食品学  
(4) 栄養学  
(5) 食品衛生学  
(6) 製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択)
- 3 受験資格
- 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事した者(原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者に限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事している者を除く。以下同じ。)
- (3) 法の施行の日(昭和41年12月26日)に現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていた者又は法の施行の日後3年を超えるに至った者
- 4 受験手続
- (1) 受験願書の配付  
各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。  
各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、令和元年(2019年)6月3日(月)から同月14日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。  
郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し92円切手を貼った返信用封筒(長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒)と連絡先(本人と直接連絡が取れる電話番号等)を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)宛て請求すること。
- (2) 受験願書受付期間
- ア 受付期間は、令和元年(2019年)6月10日(月)から同月14日(金)までとする。
- イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ウ 郵送による受験申込みは、令和元年(2019年)6月14日(金)までの消印があるものに限って受け付ける。
- (3) 受験願書の提出
- ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること(郵送による受験申込みをする者を除く。)
- イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課(〒86

- 2-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。
- (4) 提出書類等  
提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあっては2部、郵送で提出する場合にあっては1部とする。  
ア 受験願書(第1号様式)  
イ 菓子製造業従事証明書(第2号様式)(3の(1)に該当する者を除く。)  
ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し(2のただし書に該当する者に限る。)  
エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し(3の(3)に該当する者を除く。)  
オ 写真2葉(受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)  
カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄(抄)本
- (5) 受験手数料  
9,700円(受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。)
- (6) 受験票の交付  
受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。
- 5 合格基準  
6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点がその試験科目の平均点の2分の1の点(小数点以下を四捨五入した点)を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付  
(1) 合格者の発表は、令和元年(2019年)8月16日(金)午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。  
(2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。
- 7 その他  
(1) 願書の請求及び受験についての問合せ先
- |             |              |
|-------------|--------------|
| 熊本県健康危機管理課  | 096-333-2247 |
| 有明保健所衛生環境課  | 0968-72-2184 |
| 山鹿保健所衛生環境課  | 0968-44-4121 |
| 菊池保健所衛生環境課  | 0968-25-4135 |
| 阿蘇保健所衛生環境課  | 0967-24-9035 |
| 御船保健所衛生環境課  | 096-282-0041 |
| 宇城保健所衛生環境課  | 0964-32-0598 |
| 八代保健所衛生環境課  | 0965-33-3198 |
| 水俣保健所衛生環境課  | 0966-63-4104 |
| 人吉保健所衛生環境課  | 0966-22-3108 |
| 天草保健所衛生環境課  | 0969-23-0172 |
| 熊本市保健所食品保健課 | 096-364-3188 |
- (2) 試験成績の開示  
熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。
- ア 開示請求の方法  
熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
- イ 開示期間  
合格発表の日から1か月間(令和元年(2019年)8月16日(金)から同年9月17日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。))の午前10時から午後5時まで。)とする。
- (3) 試験問題の開示  
試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間(令和元年(2019年)8月16日(金)から令和2年(2020年)8月14日(金)まで)とする。
- (4) 合格の取消し  
受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

**熊本県公告第15号**

大規模小売店舗立地法(平成12年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン八代

- 八代市建馬町参号6番ほか  
 2 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号	同 左
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー 代表取締役 鍵本 優 広島市西区商工センター二丁目3番1号	同 左
株式会社アップスイング 代表取締役 鈴木 康祐 鹿児島市東谷山五丁目41番17号	同 左
株式会社一休本舗 代表取締役 高木 功一 熊本市東区秋津三丁目14番1号	同 左
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南一丁目11番5号	同 左
株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締役 安井 武昌 大阪市中央区備後町三丁目1番6号	同 左
株式会社コンラッド 代表取締役 柴田 英司 岐阜県羽島市福寿町浅平三丁目9番地	同 左
株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役 小野 行由 神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役 小野 行由 神戸市中央区磯上通七丁目1番5号
株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 高田 修 茨城県つくば市西大橋599番地1	株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 内藤 雅義 茨城県つくば市西大橋599番地1
ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤 智治 福島県郡山市朝日三丁目7番35号	同 左
株式会社立花屋 代表取締役 笠井 俊生 福岡市中央区大宮一丁目2番9号	同 左
筑邦製茶株式会社 代表取締役 田中 秀明 福岡県久留米市荒木町藤田200番地	同 左
ZAKANAKA株式会社 代表取締役 桑島 光雄 福岡市東区多の津二丁目6番3号	同 左
株式会社天翔 代表取締役 平 茂美 福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	同 左
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田 努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号	同 左
有限会社ハギノ 代表取締役 荻野 真 八代市鏡町内田97番地の24	同 左

山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島 延浩 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同 左
株式会社冒険王 代表取締役 堀岡 洋行 広島市安佐北区可部四丁目1番10号	同 左
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市大字佐山717番地1	同 左
株式会社ビスク 代表取締役 豊村 政人 福岡市中央区今泉一丁目16番20号	同 左
株式会社ヒロコーポレーション 代表取締役 井上 共枝 福岡市東区多の津一丁目2番2号	株式会社ヒロコーポレーション 代表取締役 井上 共枝 福岡市東区多の津一丁目11番7号
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号	同 左
マツオインターナショナル株式会社 代表取締役 松尾 憲久 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	同 左
株式会社ワールド 代表取締役 寺井 秀藏 神戸市中央区港島中町六丁目8番1	株式会社スタイルフォース 代表取締役 長元 明 神戸市中央区港島中町六丁目8番1
株式会社レナウン 代表取締役 北畑 稔 東京都江東区有明三丁目6番11号	同 左
株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇 範次 大分県別府市山の手町15番15号	同 左
有限会社アサヒコーポレーション 代表取締役 小幡 一夫 熊本市南区田迎四丁目9-50	同 左
株式会社亀屋 代表取締役 柏木 伸次 宇城市松橋町久具320番地の5	退 店
株式会社通信館 代表取締役 竹永 淳一 八代市大手町一丁目6番27号	同 左
株式会社三城 代表取締役 田澤 将広 東京都中央区銀座一丁目7番17号	株式会社三城 代表取締役 田澤 将広 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
有限会社八代三信衣料 代表取締役 大西 富夫 八代市松江町229番地の3	同 左
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号	同 左
株式会社あおき 代表取締役 青木 資行 長崎県佐世保市大塔1984番地	同 左



株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 東広島市西条吉行東一丁目4番14号	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 東広島市西条吉行東一丁目4番14号
光洋株式会社 代表取締役 早川 康洋 玉名市安楽寺字生見232番地2	同 左
株式会社ちづる 代表取締役 森 啓輔 広島市東区若草町10番12号	退 店
株式会社パレモ 代表取締役 吉田 馨 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	パレモ・ホールディングス株式会社 代表取締役 吉田 馨 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社エイティー今藤 代表取締役 今藤 尚一 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名186番地	同 左
合資会社橋本商店 代表社員 橋本 和久 八代市本町一丁目10番38	同 左
株式会社マックハウス 代表取締役 白土 孝 東京都杉並区梅里一丁目7番7号	株式会社マックハウス 代表取締役 北原 久巳 東京都杉並区梅里一丁目7番7号
ジョウツー株式会社 代表取締役 後藤 英夫 熊本市中央区渡鹿三丁目11番1号	ジョウツー株式会社 代表取締役 後藤 英夫 熊本市中央区渡鹿三丁目9番1号
株式会社エヌコーポレーション 代表取締役 小椋 昭男 東京都台東区東上野一丁目26番2号	同 左
株式会社エンパワー 代表取締役 増井 俊介 東京都新宿区西新宿六丁目12番1号	同 左
エスケイコーポレーション株式会社 代表取締役 野口 勝義 福岡市博多区駅前二丁目20番1号	同 左
株式会社不二家 代表取締役 櫻井 康文 東京都文京区大塚二丁目15番6号	同 左
有限会社ジョイ・プラス 代表取締役 宮村 晃一 福岡県小郡市寺福童496-11	退 店
株式会社エスペニア 代表取締役 宇野 佳嗣 東京都町田市森野6-375-1	同 左
株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫 東京都世田谷区代田二丁目31番8号	同 左
株式会社コスモネット 代表取締役 三上 明 京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	同 左

株式会社KMR 代表取締役 小林 俊爾 八代市松崎町322番地2	同 左
出 店	株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目1番23号
出 店	株式会社ハニーホールディングス 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

- 3 届出年月日  
平成31年(2019年)4月9日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課  
令和元年(2019年)5月10日から令和元年(2019年)9月10日まで

**熊本県公告第16号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。  
令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 特定役務の名称及び数量  
平成31年度(2019年度)くまもと県税システム運用管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村・税務局税務課  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年(2019年)3月27日
- 随意契約の相手方の氏及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 随意契約に係る契約金額  
83,617,170円(うち消費税及び地方消費税の額6,904,170円)
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第2号による。

**熊本県公告第17号**

内田川地区土地改良区から申請のあった土地改良区が定める管理規程については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により平成31年(2019年)4月25日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。  
令和元年(2019年)5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

管理規程の概要

内田川地区土地改良区が管理する頭首工(御宇田堰、高橋堰、野田目堰、梶屋堰、分田堰、橋田堰)の管理に関する規程

**登載依頼**

**熊本県防災会議公告第1号**

**熊本県石油コンビナート等防災本部公告第1号**

**熊本県水防協議会公告第1号**

**熊本県国民保護協議会公告第1号**

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部、熊本県水防協議会及び熊本県国民保護協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和元年(2019年)5月10日

熊本県防災会議会長  
熊本県石油コンビナート等防災本部本部長  
熊本県水防協議会会長  
熊本県国民保護協議会会長

蒲 島 郁 夫  
蒲 島 郁 夫  
蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
令和元年(2019年)5月15日(水)  
午後2時から
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館地下大会議室
- 3 内容
  - (1) 審議事項
    - ア 熊本県地域防災計画修正案について
    - イ 熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
    - ウ 熊本県水防計画修正案について
    - エ 熊本県国民保護計画変更案について
  - (2) 報告事項
    - ア 梅雨期の見通し等について
    - イ その他の報告事項
- 4 傍聴人の定員  
20人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において会議の会長の許可を受けた上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県知事公室危機管理防災課  
(電話096-333-2115)

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年5月10日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第1号**

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
別表第3学歴免許等資格区分表2短大卒の部(1)短大3卒の項ア中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同部(2)短大2卒の項ア中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。